

第4回熊野川懇談会設立準備会

平成16年8月2日

資料 2

熊野川懇談会設立準備会

熊野川懇談会の  
運営のあり方について  
(規約・情報公開方法等)

2 - 1 熊野川懇談会の規約（案）について

## 熊野川懇談会規約（案）

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

### （設置）

第2条 懇談会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴くために、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

### （目的）

第3条 懇談会は、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の策定にあたり、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、河川管理者が作成する河川整備計画の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べることを目的とする。

### （懇談会運営）

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営（議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表）は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有する者の意見を聴く（書面を含む）ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱い、委員長が判断する。

### （情報公開）

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

## 2 - 2 熊野川懇談会の情報公開方法（案）について

## 熊野川懇談会の情報公開方法（案）

- 第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。
- 第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。
- 第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。  
2．懇談会の傍聴は、先着順とする。
- 第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。
- 第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページへの掲載、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。  
2．議事録については、懇談会ホームページへの掲載、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。  
3．議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。
- 第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。